

事業名	検体直接送付方式を採用する衛生検査所業務				
申請事業者	衛生検査所を運営する株式会社				
事業所管	厚生労働省	規制所管	厚生労働省	法令	臨床検査技師等に関する法律等

**【照会内容・結果】**

- 衛生検査所が医療機関等から検体検査を受託する際、衛生検査所の従業員が直接医療機関等に赴き、検体を受領し、搬送するのではなく、医療機関等から検体を衛生検査所に直接宅配便等で送付することは、臨床検査技師等に関する法律等に違反しないか否かを照会。
- 照会の結果、衛生検査所が宅配便等を取り扱う業者等に対して、責任を持って検体の受領や搬送を行う際に精度管理の方法等を示した「衛生検査所指導要領」を遵守させるのであれば、臨床検査技師等に関する法律等に違反しないこと等が確認された。

**【意義】**

- 医療機関等が遠隔地である場合でも、他の物流網を活用することにより、衛生検査所が検体検査を受託することが可能となる。

**【お問い合わせ先】**

厚生労働省医政局指導課医療関連サービス室（03-3595-2194）